

表 新型コロナウイルス感染症に関するアイルランド政府の経済対策

分類		内容
事業者向け 支援策	従業員給与補填	○税引後給与額で週当たり410ユーロ(税引前給与で年収3万8,000ユーロ相当)を上限に、税引後給与の最大70%を政府が企業に対して補填。新型コロナウイルス関連の影響を受け、売上が25%以上減少し、給与・その他支払いが不能になった企業が対象。2月時点で雇用されている従業員に支払う給与が対象。年収3万8,000ユーロから7万6,000ユーロの従業員については、週当たり350ユーロが上限。12週間実施。
	融資・助成金	○アイルランド戦略銀行の運転資金スキームによる2億ユーロの資金供給。 ○アイルランド政府商務庁(エンタープライズ・アイルランド)の救済・構造改革スキームによる2億ユーロの資金供給。 ○公的機関マイクロファイナンス・アイルランド(MFI)の融資上限を2万5,000ユーロから5万ユーロに拡大(6カ月間は無利子・返済猶予) ○全国の地方商務事務所(ローカル・エンタープライズ・オフィス)における最大2,500ユーロのバウチャー支給。 ○商務庁とゲールタハト地域庁(ウダラス・ナ・ゲールタハト)の顧客企業向け「ファイナンス・イン・フォーカス」スキーム(コンサルティング等第三者のサービス利用時の助成制度)による7,200ユーロの助成金支給。
	税金・申告手続き	○最も早い段階で影響を受けた企業(当初は小売・観光・娯楽・育児関連産業)に対し、事業税(ビジネスレート)の支払いを5月末まで猶予。 ○1,2月分のVATと2,3月分の従業員所得税・社会保険料未納分に対する、延滞利子の停止。 ○すべての債務に対する執行の停止(新たな通知発出まで)。 ○すべての企業について、現在の税務申告手続きの処理状況を今後数カ月そのまま留保。 ○3月に予定されていた関連請負税(RCT:建設事業者等の2次請負に対する税)の税率改定を見送り。 ○重要な医薬品に対する通関手続きの迅速化。
	その他	○アイルランド商務庁とアイルランド政府産業開発庁(IDA)による影響を受けた企業に対する個別支援。
新型コロナウイルス・パンデミック失業手当	○350ユーロ/週を支給(3月15日発表の203ユーロ/週から増額)。3月13日以降に解雇または一時解雇された、アイルランドに居住する18~66歳の労働者が対象。個人事業主(Self-employed workers)も対象。	
新型コロナウイルス向け疾病手当	○350ユーロ/週を支給(305ユーロ/週から増額)。自宅または医療施設で自己隔離されていることが条件。	
その他	○感染危機が継続する間、住宅の賃貸契約の解約と全物件の賃貸料の引き上げを禁止する法律を施行。 ○ユーティリティ規制委員会(CRU)が、ガス・電気料金未納者に対してガス・電気企業が供給中断することを猶予するよう勧告。 ○コンタクトレス決済の上限を30ユーロから50ユーロに引き上げ。 ○職業安定所や開発公社などを通じた緊急救援対応者の支援。 ○雇用社会保護省による失業者、賃貸住宅居住者等への支援。	

(出所)アイルランド政府資料からジェトロ作成